

千葉市公告第 738 号

道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和 59 年規則第 59 号）第 20 条の 2 の規定において準用する第 18 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年 10 月 7 日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 廃止年月日及び番号 令和元年 10 月 7 日 第 31 - 2 号
- 2 廃止道路の種類 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 申請者住所・氏名 千葉市若葉区小倉町 145 番地
押火 一道
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 千葉市若葉区小倉町 134 番 5 の一部
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
2.74~2.75m	56.27m	—	—	—